

# 宇都宮市の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

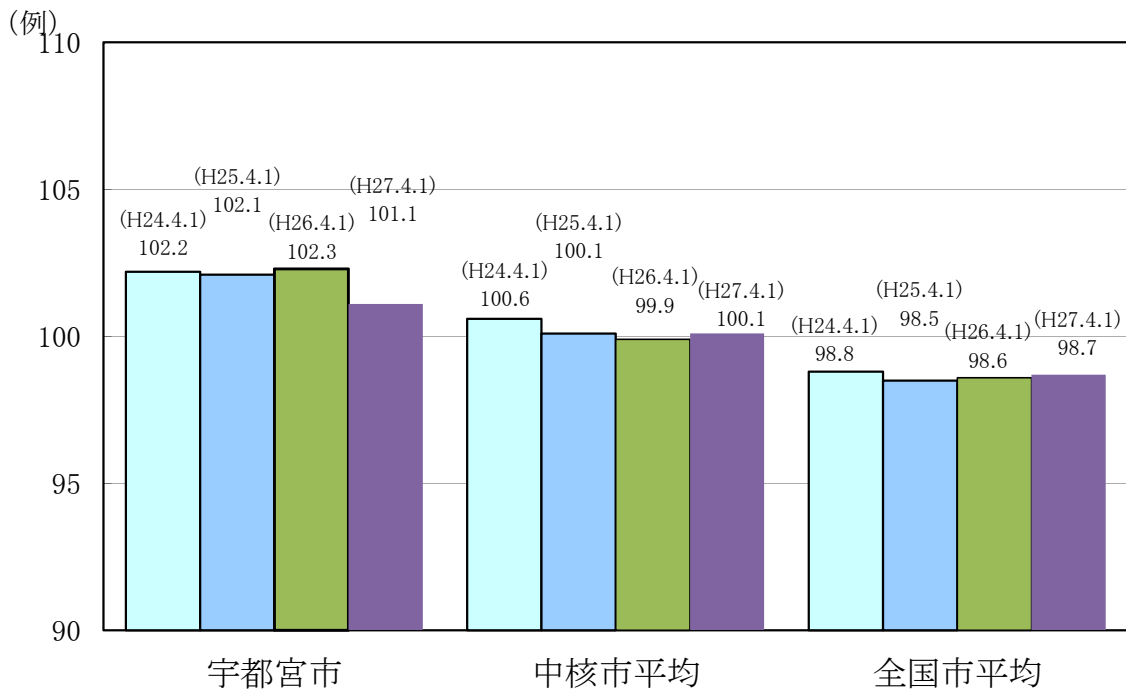
区分	住民基本台帳人口 (H27年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 25年度の人件費率
26年度	人 520,462	千円 192,436,840	千円 4,495,753	千円 31,380,903	% 16.3	% 16.8

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)中核市平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
26年度	人 2,976	千円 12,325,979	千円 3,250,286	千円 4,804,062	千円 20,380,327	千円 6,848	千円 6,378

- (注) 1 職員手当には退職手当は含まれていません。  
 2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数です。  
 3 給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

### (3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。  
 2 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である

※ 平成27年4月1日のラスパイレス指数が、100を超えている理由及び改善の見込み

ラスパイレス指数が100を超えている理由としては、初任給基準が国を上回ること、学歴による給与較差を設けていないこと及び平成18年度に実施された給与構造改革における経過措置の終了時期の相違等が挙げられます。今後につきましても、人事院勧告を踏まえ、給与制度の総合的見直しを実施する等、引き続き給与水準の適正化に努めていきます。

#### (4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

##### ① 給料表の見直し

[ <実施> 未実施 ]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

(給料表の改定実施時期)  
平成27年4月1日  
(内容)  
行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ平均2%引下げ。人材確保の観点から初任給に係る若年層についての号給は引下げを行わず、3級以上の級の高位号給については、50歳台後半層における官民給与差を考慮し、最大4%の引下げ。また、激変緩和のため、5年間（平成32年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。  
他の給料表については、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

##### ② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

(支給割合)  
国基準6%に対し、本市においても6%を支給（支給割合の見直し無し（級地区分のみ変更：5級地から6級））  
(参考)

	平成26年度		平成27年度以降	
	区分	支給割合	区分	支給割合 (4月1日 時点及び遡 及改定後)
国基準による支給割合	旧宇都宮市	6%	宇都宮市	6%
	旧上河内町	0%		
	旧河内町	3%		
宇都宮市の支給割合	宇都宮市	6%	宇都宮市	6%

※ 平成26年度まで国基準による支給割合については、市町合併前の地域ごとの区分としていましたが、今回の見直しにより宇都宮市としての支給割合となりました。

##### ③ その他の見直し内容

(内容)  
単身赴任手当の見直しを実施（平成27年4月1日実施）  
(平成27年度当初からの内容：国と異なる点)  
・ 基礎額 ⇒ 30,000円  
・ 加算額（100km以上300km未満） ⇒ 8,000円（当該距離区分以外は国と同様）

#### (5) 特記事項

- ・ 平成27年4月1日～平成28年3月31日までの間、市長・副市長・教育長の給料月額6%減額を行っております。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成27年4月1日現在）

### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
宇都宮市	42.9 歳	335,008 円	430,748 円	377,513 円
栃木県	43.4 歳	341,885 円	418,911 円	372,600 円
国	43.5 歳	334,283 円	— 円	408,996 円
中核市平均	41.8 歳	323,570 円	420,468 円	369,585 円

### ②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額 (円)	平均給与月額 (円) (A)	平均給与月額(円) (国比較ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (円) (B)	A/B
宇都宮市	49.6歳	152	330,108	388,106	363,752	—	—	—	—
うち清掃職員	48.7歳	29	324,590	396,505	356,131	廃棄物処理業従業員	44.9歳	289,500	1.37
うち学校給食員	48.0歳	8	319,049	349,980	338,192	調理士	44.5歳	256,300	1.37
うち用務員	50.6歳	50	332,639	379,797	367,350	用務員	54.6歳	200,300	1.90
うち自動車運転手	50.0歳	4	337,079	421,731	384,068	自家用乗用自動車運転者	49.2歳	226,000	1.87
栃木県	51.7歳	288	345,900	394,563	372,487	—	—	—	—
国	50.2歳	2,994	289,141	—	328,318	—	—	—	—
中核市平均	48.1歳	281	332,281	396,638	365,790	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C) (円)	民間 (D) (円)	C/D
宇都宮市	—	—	—
うち清掃職員	6,249,323	3,952,300	1.58
うち学校給食員	5,548,895	3,320,900	1.67
うち用務員	6,080,958	2,774,400	2.19
うち自動車運転手	6,683,802	2,765,400	2.42

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しております。(平成24～26年の3ヵ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」のデータは、平均給与月額を12倍したものに、前年度に支給された期末・勤勉手当を加えた試算値です。

### ③消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
宇都宮市	40.5 歳	340,711 円	447,714 円	386,138 円
中核市平均	38.8 歳	305,487 円	402,174 円	350,391 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。  
 3 「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

### (2) 職員の初任給の状況(平成27年4月1日現在)

区 分		宇都宮市	栃木県	国
一般行政職	大学卒	I類(A) 180,800 円	180,800 円	一般職 174,200 円
	高校卒	151,800 円	146,500 円	142,100 円
技能労務職	中学卒	137,600 円	131,500 円	—
消防職	高校卒	174,300 円	—	—

- (注) 1 一般行政職とは、各種窓口業務や政策・行政経営などの内部事務に従事する事務職員、土木・建築などの設計・監理業務に従事する技術職員です。  
 2 技能労務職とは、自動車運転手・清掃作業員・道路補修作業員・給食調理員などです。  
 3 一般行政職は行政職給料表、技能労務職は技能労務職給料表、消防職は消防職給料表が適用されるため、給与体系は異なります。  
 4 技能労務職については、平成10年度以降採用しておりません。

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成27年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	253,588 円	364,761 円	398,957 円	413,475 円
	高校卒	221,033 円	328,673 円	363,628 円	382,493 円
技能労務職	高校卒	— 円	277,467 円	319,092 円	337,457 円
消防職	高校卒	248,667 円	329,244 円	368,018 円	409,300 円

- (注) 1 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合採用時からの年数をいいます。  
 2 技能労務職の経験年数10年は、該当する職員がいませんでした。  
 3 技能労務職の経験年数20年は、該当する職員が1人のため、近隣の階層(19~21年)となっております。

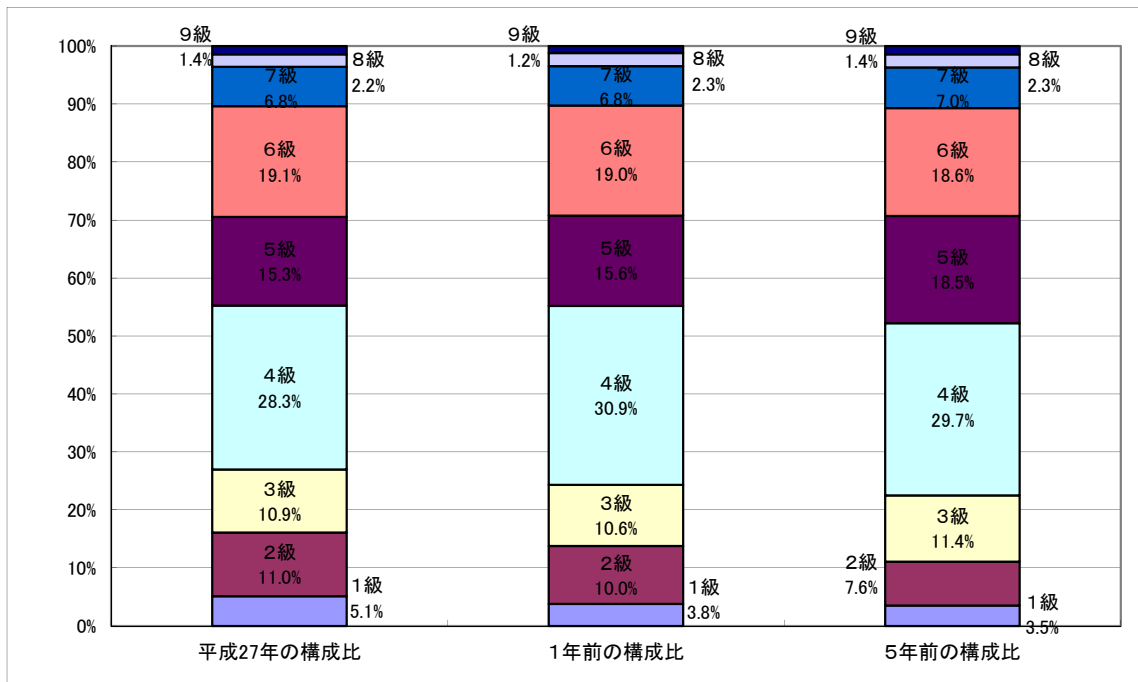
### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成27年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事, 技師	98 人	5.1 %	137,600 円	244,900 円
2 級	主事, 技師	210 人	11.0 %	187,700 円	301,900 円
3 級	主任主事, 主任技師	208 人	10.9 %	223,900 円	347,700 円
4 級	主任	540 人	28.3 %	258,300 円	378,700 円
5 級	主査	292 人	15.3 %	285,000 円	390,700 円
6 級	主査, 副主幹	364 人	19.1 %	315,800 円	407,900 円
7 級	主幹	130 人	6.8 %	360,100 円	442,600 円
8 級	副参事	42 人	2.2 %	405,800 円	466,300 円
9 級	参事	26 人	1.4 %	456,100 円	525,200 円

(注) 1 宇都宮市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



### (2) 昇給への勤務成績の反映状況

昇給への勤務成績の反映については、現在、実施に向けて検討を進めています。

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

宇都宮市	栃木県	国
1人当たり平均支給額(26年度) 1,606 千円	1人当たり平均支給額(26年度) 1,646 千円	—
(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.70 )月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.70 )月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.70 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 15～22%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10～25%

(注) 1. ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

勤勉手当への勤務実績の反映については、現在、実施に向けて検討を進めています。

### (2) 退職手当（平成27年4月1日現在）

宇都宮市			国		
(支給率)	自己都合	早期・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
1人当たり平均支給額	3,677 千円	23,108 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した職員に支給された平均額です。

### (3) 地域手当（平成27年4月1日現在）

支給実績(26年度決算)		805,870 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)		247,182 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	20 %	6 人	20 %
宇都宮市(※)	6 %	3,052 人	6 %
地域手当補正後ラスパイレ指数		101.1	
(ラスパイレ指数)		( 101.1 )	

(※) 市外に所在する市の施設などに勤務する職員を含みます。

(注) 地域手当補正後ラスパイレ指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレ指数。

(補正前のラスパイレ指数×(1+宇都宮市の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 特殊勤務手当（平成27年4月1日現在）

支給実績(26年度決算)	71,593 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	116,983 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(26年度)	18.9 %
手当の種類(手当数)	15

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (26年度決算)	左記職員に 対する支給単価
徴収手当	行政職	庁外で市税及び市税外収入金の徴収事務に従事したとき	110 千円	日額 250円
遺体処置手当	行政職・技能労務職	老人福祉施設での収容者の遺体の納棺又は行旅死亡人の収容その他の処置に従事したとき	12 千円	1体 6,000円
特別勤務手当	行政職	衛生環境試験所に勤務し、毒物、劇物及び特定毒物又はそれらの化合物を取り扱って水質、大気、土壌等の分析業務に従事する職員	0 千円	月額 3,300円
精神保健業務手当	行政職	保健所保健予防課に勤務する職員が、精神障害者又は精神障害の疑いのある者の護送その他必要な措置に従事したとき	5 千円	日額 400円
感染症等防疫手当	行政職	感染症の患者の収容、家畜伝染病の患畜の処分その他必要な措置又は処理に従事したとき	24 千円	日額 400円
狂犬病予防業務手当	行政職	狂犬病予防のため、犬の捕獲又は捕獲の指揮監督業務に従事したとき	44 千円	日額 400円
衛生検査手当	行政職	衛生環境試験所及び保健所生活衛生課食品衛生グループに勤務し、食品及び添加物等の食品衛生検査に従事する職員	1,068 千円	月額 10,000円
		血液、尿、生化学等の臨床検査に従事したとき	250 千円	日額 500円
保健衛生業務手当	行政職	公衆保健衛生に関する事務に従事する医師	7,200 千円	月額 300,000円
		公衆保健衛生に関する事務に従事する診療放射線技師 ※平成27年度より廃止	0 千円	月額 12,000円
放射線取扱手当	行政職	診療放射線技師がエックス線の照射に従事したとき ※平成27年度より廃止	0 千円	日額 1,000円
と畜検査手当	行政職	と畜の解体検査に従事する職員	2,100 千円	月額 14,000円
		と畜の細菌検査、病理検査及び理化学検査に従事したとき	2,252 千円	日額 800円
社会福祉業務手当	行政職・技能労務職	老人福祉施設、児童福祉施設に勤務し、老人、児童等の疾病又は負傷に際し、医療機関への搬送業務に従事したとき ※平成27年度より廃止	0 千円	日額 300円
	行政職	生活福祉課に勤務し、庁外において生活保護に関する業務に従事したとき	1,203 千円	日額 300円
	技能労務職	社会福祉事務所又は保健所に勤務し、社会福祉業務の家政的作業に従事したとき ※平成27年度より廃止	0 千円	日額 300円

行旅病人収容手当	行政職	行旅病人の収容、その他の措置に従事したとき	0千円	1回 2,000円
清掃業務手当	行政職	庁外において、特に不快かつ困難な清掃作業の指導監督に従事したとき ※平成27年度より廃止	0千円	日額 150円
	技能労務職	ごみ減量課、ごみ収集センター若しくは清掃工場に勤務し、又は廃棄物の収集、運搬、処理等清掃の作業に従事したとき 平成27年より日額化 ※日額 900円	6,269千円	月額 10,000円
		上記作業に従事したとき別に支給	4,799千円	日額 400円
		計量検査業務に従事したとき	35千円	日額 150円
		公園内において、ごみの収集処理又は公衆便所若しくは飼育動物の檻の清掃作業に従事したとき ※一線は平成27年より削除	1,527千円	日額 500円
交渉業務手当	行政職	市有自動車(原動機付自転車を含む)に係る交通事故の処理に際しての和解交渉で、市長が困難であると認めるものに従事したとき ※平成27年度より廃止	0千円	日額 400円
消防手当	消防職	高低差10m以上の足場の不安定な高所で火災の消火又は人命の救助に従事したとき	10千円	1勤務 300円
		火災の消火、人命の救助又は救急業務のために現場に出動したとき (上記に掲げる者を除く)	8,314千円	現場業務従事あり 1勤務 250円
			162千円	現場業務従事なし 1勤務 200円
			13,180千円	現場業務従事ありの救命救急士 1勤務 400円
			8,671千円	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が午後10時から翌日の午前5時までにおいて行われる業務に従事したとき
特殊自動車運転手当	技能労務職	特殊自動車を運転し、土木等の作業に従事したとき	0千円	日額 600円
変則勤務手当	行政職・技能労務職	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が午後10時から翌日の午前5時までにおいて行われる業務に従事したとき(消防職を除く) ※平成27年度より廃止	0千円	深夜の勤務時間 4時間以内 1勤務 1,000円
			0千円	深夜の勤務時間 4時間超 1勤務 2,000円
	行政職・消防職・技能労務職	1月1日から1月3日までの期間に、当直勤務又は規則で定める業務に従事したとき ※平成27年度より廃止	493千円	勤務時間4時間未満 1勤務 2,500円
			940千円	勤務時間4時間以上 7時間45分以内 1勤務 5,000円
			1,545千円	勤務時間 7時間45分超 11時間45分以内 1勤務 7,500円
			2,010千円	勤務時間 11時間45分超 1勤務 10,000円



特殊現場業務手当	行政職・技能労務職	自動車整備士の免許を有する職員が、自動車又は原動機付自転車の運行途中における故障、事故等の際し、道路上でこれらの整備、修理等に従事したとき	1千円	日額 200円
	行政職	公害防止のため、ばい煙、汚水、騒音、振動、悪臭等が発生する場所に立ち入って行う規制、測定若しくは検査の業務又は試料の収集の業務に従事したとき	68千円	日額 300円
		岩石採取場の坑内(地下10m以上で市長の定める箇所に限る)で調査業務に従事したとき	0千円	日額 850円
		毒物劇物監視のため毒物劇物を取り扱う場所に立ち入って試料の収集の業務に従事したとき	0千円	日額 300円
	技能労務職	溝渠、側溝等の補修又は清掃の作業に従事したとき	8,224千円	日額 800円
		アスファルト等を使用して道路又はこれに類する場所の舗装又は補修の作業に従事したとき	1,031千円	乳剤散布 日額 800円
			0千円	その他 日額 400円
	道路占用工事の現場で、埋め戻し作業等の技術指導に従事したとき	46千円	日額 250円	

#### (5) 時間外勤務手当

支給実績(26年度決算)	1,261,557千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	389千円
支給実績(25年度決算)	1,241,466千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	380千円

- (注) 1 平成26年度の支給実績には、選挙事務(衆議院総選挙)に係る時間外勤務手当が含まれています。
- 2 平成25年度の支給実績には、選挙事務(参議院総選挙)に係る時間外勤務手当が含まれています。

(6)その他の手当（平成27年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	(1) 配偶者 13,000円 (2) 配偶者以外の扶養親族 ① 配偶者が無い場合の1人目 11,000円 ② その他の扶養親族1人につき 6,500円 ③ 満16歳到達の年度初めから、満22歳到達後最初の年度末までに該当する子がいる場合の加算額1人につき 5,000円	同じ		363,464 千円	241,024 円
住居手当	・家賃12,000円超 23,000円以下 家賃-12,000円 ・家賃23,000円超 (家賃-23,000) ×1/2+11,000円 それぞれ求めた額に1,500円を加算した額 (支給限度額28,500円)	異なる	・家賃12,000円超 23,000円以下 家賃-12,000円 ・家賃23,000円超 (家賃-23,000) ×1/2+11,000円	170,766 千円	320,387 円

	<p>・交通機関利用者 最長通用期間の 定期券相当額 (支給限度額55,000円)</p>	同じ			
通勤手当	<p>・交通用具利用者 以上 以下 2～4km 2,000円 超 以下 4～8km 4,700円 8～12km 7,400円 12～16km 10,100円 16～20km 12,800円 20～24km 15,500円 24～28km 18,200円 28～32km 20,900円 32～36km 23,600円 36～40km 26,300円 40～44km 29,000円 44～48km 31,700円 48～52km 34,400円 以下4kmごとに 2,700円を加算 (支給限度額55,000円)</p>	異なる	<p>・交通用具利用者(国) 以上 未満 2～5km 2,000円 5～10km 4,200円 10～15km 7,100円 15～20km 10,000円 20～25km 12,900円 25～30km 15,800円 30～35km 18,700円 35～40km 21,600円 40～45km 24,400円 45～50km 26,200円 50～55km 28,000円 55～60km 29,800円 60km～ 31,600円</p>	264,852 千円	90,889 円
管理職手当	<p>管理又は監督の地位に ある職員に対し、その 勤務の特殊性に基づき 支給 49,500円～98,400円</p>	同じ		188,867 千円	821,160 円
休日勤務手当	<p>休日において、正規の 勤務時間中に勤務する ことを命ぜられた職員 に支給 勤務1時間当たりの 給与額×135/100</p>	同じ		197,821 千円	61,056 円
夜間勤務手当	<p>正規の勤務時間として 午後10時から翌日の 午前5時までの間に 勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの 給与額×25/100</p>	同じ		52,709 千円	149,318 円
宿日直手当	<p>宿日直勤務を命ぜられた 職員に支給 1回 4,800円 (5時間未満の 勤務は2,400円)</p>	異なる	<p>(国) 1回 4,200円 (5時間未満の勤務は 50/100を乗じて得た額)</p>	0 千円	0 円

## 5 特別職の報酬等の状況（平成27年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料  報 酬	市 長	1,109,200 円	(参考)類似団体における最高/最低額 1,180,000 円/ 850,000 円	
	副 市 長	( 1,180,000 円 ) 902,400 円 ( 960,000 円 )	960,000 円/ 748,600 円	
	議 長	( 800,000 円 )	827,000 円/ 588,000 円	
	副 議 長	( 710,000 円 )	748,000 円/ 529,000 円	
	議 員	( 670,000 円 )	700,000 円/ 510,000 円	
	期 末 手 当	市 長 副 市 長	(26年度支給割合) 4.10 月分	
議 長 副 議 長 議 員		(26年度支給割合) 4.10 月分		
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 長	給料月額×在職月数×40/100×87/100	1,971 万円	任期毎
		給料月額×在職月数×28/100×87/100	1,123 万円	任期毎
	備 考			

- (注) 1 市長・副市長の給料及び報酬の（ ）内は、6%の減額措置を行う前の金額です。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

## 6 職員数の状況

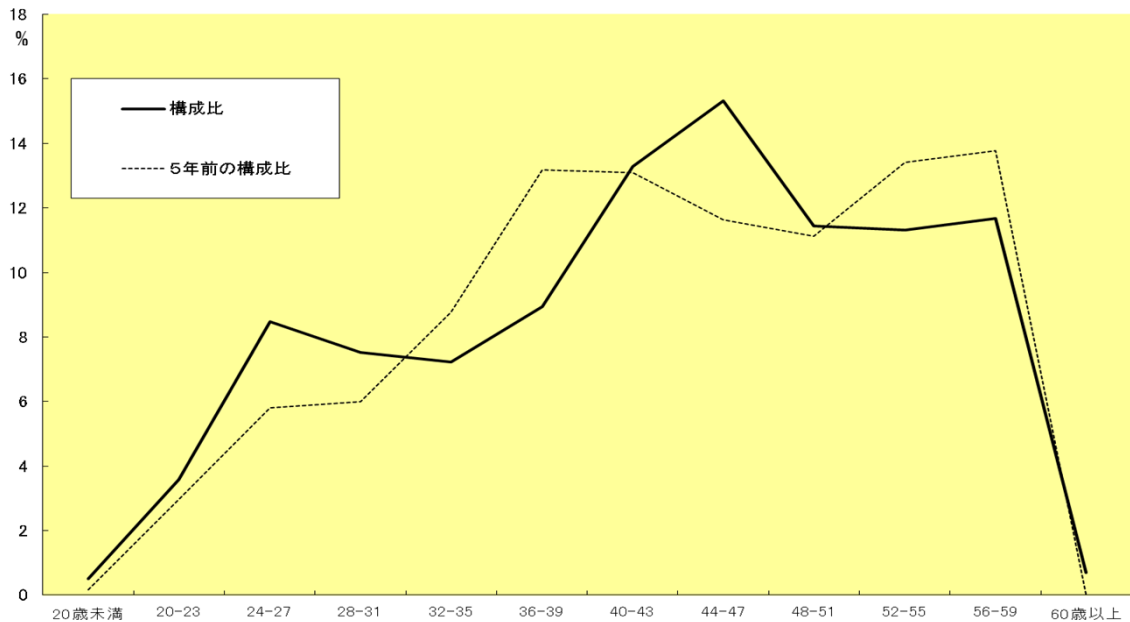
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成26年	平成27年			
普通会計部門	一般行政部門	議会・総務	643	641	▲ 2	増) 公会計制度導入に係る体制の強化 減) LRT整備推進室の廃止
		税務	181	181	0	
		福祉	821	793	▲ 28	増) 地域療養支援に係る体制強化 減) 保育園民営化,ねんりんピック推進室の廃止
		経済	121	121	0	
		土木(建設)	472	490	18	増) LRT整備室の設置 減) 土地区画整理事業に係る体制効率化
		計	2,238	2,226	▲ 12	<参考> 人口1万人当たり職員数 42.77 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 43.64 人)
	教育部門	284	271	▲ 13	減) 学校機動班の体制効率化	
	消防部門	455	457	2	増) 消防団詰所耐震化に係る体制強化	
	小計	2,977	2,954	▲ 23	<参考> 人口1万人当たり職員数 56.76 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 61.12 人)	
公営企業会計等部門	水道	128	126	▲ 2	減) 執行体制の効率化	
	下水道	112	112	0		
	その他	105	104	▲ 1	減) 執行体制の効率化	
	小計	345	342	▲ 3		
合計		3,322 [3,480]	3,296 [3,340]	▲ 26 [▲ 140]	<参考> 人口1万人当たり職員数 63.33 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。  
2 [ ]内は、条例定数の合計です。

### (2) 年齢別職員構成の状況 (平成27年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 17	人 118	人 279	人 248	人 238	人 295	人 438	人 505	人 377	人 373	人 385	人 23	人 3,296

### (3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部 門 別	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	過 去 5 年 間 の 増 減 数 ( 率 )
一般行政	2,376	2,302	2,256	2,240	2,238	2,226	▲ 150(▲ 6.3%)
教育	344	334	321	297	284	271	▲ 73(▲ 21.2%)
消防	459	456	457	458	455	457	▲ 2(▲ 0.4%)
普通会計計	3,179	3,092	3,034	2,995	2,977	2,954	▲ 225(▲ 7.1%)
公営企業等会計計	354	358	357	354	345	342	▲ 12(▲ 3.4%)
総合計	3,533	3,450	3,391	3,349	3,322	3,296	▲ 237(▲ 6.7%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
26年度	10,059,752	1,067,420	1,095,255	10.9	14.8

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費169,244千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
26年度	153	627,657	146,993	244,286	1,018,936	6,660	6,218

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、平成27年3月31日現在の人数である。

##### イ 特記事項

- 平成27年4月1日～平成28年3月31日までの間、上下水道事業管理者の給料月額6%減額を行っております。

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成27年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
宇都宮市	45.4 歳	375,109 円	557,870 円
市町村(政令指定都市除く)平均	44.9 歳	348,021 円	517,229 円
事業者	63.7 歳		1,002,677 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

宇都宮市		市町村(政令指定都市除く)平均	
1人当たり平均支給額(26年度)		1人当たり平均支給額(26年度)	
	1,581 千円		1,484 千円
(26年度支給割合)			
期末手当	勤勉手当		
2.60 月分	1.50 月分		
( 1.45 )月分	( 0.70 )月分		
(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・ 役職加算 5～20%			

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

##### イ 退職手当(平成27年4月1日現在)

宇都宮市		市町村(政令指定都市除く)平均	
(支給率)	自己都合 早期・定年		
勤続20年	20.445 月分 25.55625 月分		
勤続25年	29.145 月分 34.5825 月分		
勤続35年	41.325 月分 49.59 月分		
最高限度額	49.59 月分 49.59 月分		
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額	24,118 千円	1人当たり平均支給額	15,286 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(平成27年4月1日現在)

支給実績(26年度決算)		39,154 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)		252,606 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
宇都宮市(※)	6.0 %	155 人	6.0 %

(注) (※)市外に所在する市の施設などに勤務する職員を含みます。

エ 特殊勤務手当 (平成27年4月1日現在)

支給実績(26年度決算)		1,604 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)		51,742 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(26年度)		19.4 %		
手当の種類(手当数)		6		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(26年度決算)	左記職員に対する支給単価
給水装置等作業手当	技能労務職	給水装置等の修繕及び休止作業	234 千円	月額 2,000円
特殊現場業務手当	行政職・技能労務職	液体塩素の薬品受入・切替業務	388 千円	日額 300円
特別勤務手当	行政職	水質の分析業務	190 千円	月額 3,300円
変則勤務手当 ※27年度より廃止	行政職・技能労務職	年始業務	30 千円	年始1勤務 4時間未満 2,500円 4時間超 5,000円 7時間45分超 7,500円 11時間45分超 10,000円
浄配水作業手当	行政職・技能労務職	水道施設の維持管理業務	407 千円	日額 300円
停水業務手当	行政職	停水処分収納業務	356 千円	日額 400円

オ 時間外勤務手当

支給実績(26年度決算)	59,869 千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	410 千円
支給実績(25年度決算)	48,562 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	335 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(26年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。



カ その他の手当（平成27年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度 との異同	一般行政職の 制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	(1)配偶者 13,000円  (2)配偶者以外の 扶養親族  ①配偶者が無い場合の 1人目 11,000円  ②その他の扶養親族 1人につき 6,500円  ③満16歳到達の年度 初めから、満22歳 到達後最初の年度 末までに該当する 子がいる場合の 加算額 1人につき 5,000円	同じ		17,371 千円	222,705 円
住居手当	借家・借間 ・家賃10,000円超 23,000円以下 家賃-12,000円 ・家賃23,000円超 (家賃-23,000) ×1/2+11,000円 それぞれ求めた額に 1,500円を加算した額 (支給限度額28,500 円)	同じ		8,055 千円	322,200 円
通勤手当	・交通機関利用者 最長通用期間の 定期券相当額  (支給限度額55,000円)  ・交通用具利用者 以上 以下 2~ 4km 2,000円 超 以下 4~ 8km 4,700円 8~12km 7,400円 12~16km 10,100円 16~20km 12,800円 20~24km 15,500円 24~28km 18,200円 28~32km 20,900円 32~36km 23,600円 36~40km 26,300円 40~44km 29,000円 44~48km 31,700円 48~52km 34,400円 以下4kmごとに 2,700円を加算 (支給限度額55,000円)	同じ		13,423 千円	96,568 円

管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給		同じ	/	7,540 千円	837,778 円
	級	手当額(円)				
	9級	98,400				
		89,000				
		82,000				
	8級	80,800				
		72,500				
	7級	71,600				
61,500						
49,500						
休日勤務手当	休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×135/100	同じ	/	1,222 千円	8,370 円	
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×25/100	同じ	/	0 千円	0 円	
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給 1回 4,800円 (5時間未満の勤務は2,400円)	同じ	/	0 千円	0 円	

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
26年度	13,469,492	493,603	503,957	3.7	6.5

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費221,129千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
26年度	人 91	千円 361,186	千円 88,838	千円 141,059	千円 591,083	千円 6,495
						(参考)市町村平均 一人当たり給与費 千円 6,189

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、平成27年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成27年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
宇都宮市	43.8 歳	362,639 円	535,907 円
市町村(政令指定都市除く)平均	43.9 歳	346,189 円	515,436 円
事業者	- 歳	- 円	- 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

宇都宮市		市町村(政令指定都市除く)平均	
1人当たり平均支給額(26年度)		1人当たり平均支給額(26年度)	
1,623 千円		1,468 千円	
(26年度支給割合)			
期末手当	勤勉手当		
2.60 月分	1.50 月分		
( 1.45 )月分	( 0.70 )月分		
(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・ 役職加算 5~20%			

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成27年4月1日現在)

宇都宮市			市町村(政令指定都市除く)平均		
(支給率)	自己都合	早期・定年			
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分			
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分			
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分			
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分			
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)				
1人当たり平均支給額	24,060 千円		1人当たり平均支給額	9,150 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(平成27年4月1日現在)

支給実績(26年度決算)		22,532 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)		247,604 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
宇都宮市(※)	6.0 %	92 人	6.0 %

(注) (※)市外に所在する市の施設などに勤務する職員を含みます。

エ 特殊勤務手当 (平成27年4月1日現在)

支給実績(26年度決算)		1,208	千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)		109,818	円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(26年度)		12.1	%	
手当の種類(手当数)		3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(26年度決算)	左記職員に対する支給単価
特殊現場業務手当	行政職・技能労務職	公害防止のための測定業務等	10 千円	日額 300円
		公共下水道渠工事検査業務等	0 千円	日額 350円
特別勤務手当	技能労務職	汚水・雨水管きよ清掃業務等	1,042 千円	日額 800円
停水業務手当	行政職	停水処分収納業務	156 千円	日額 400円

オ 時間外勤務手当

支給実績(26年度決算)	37,839 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	440 千円
支給実績(25年度決算)	37,132 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	413 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(26年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成27年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度 との異同	一般行政職の 制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	(1) 配偶者 13,000円  (2) 配偶者以外の 扶養親族  ① 配偶者が無い場合の 1人目 11,000円  ② その他の扶養親族 1人につき 6,500円  ③ 満16歳到達の年度 初めから、満22歳 到達後最初の年度 末までに該当する 子がいる場合の 加算額 1人につき 5,000円	同じ		10,358 千円	230,178 円
住居手当	借家・借間 ・家賃10,000円超 23,000円以下 家賃-12,000円  ・家賃23,000円超 (家賃-23,000) ×1/2+11,000円  それぞれ求めた額に 1,500円を加算した額 (支給限度額28,500 円)	同じ		5,916 千円	311,368 円
通勤手当	・交通機関利用者 最長通用期間の 定期券相当額 (支給限度額55,000円)  ・交通用具利用者 以上 以下 2~4km 2,000円 超 以下  4~8km 4,700円  8~12km 7,400円  12~16km 10,100円  16~20km 12,800円  20~24km 15,500円  24~28km 18,200円  28~32km 20,900円  32~36km 23,600円  36~40km 26,300円  40~44km 29,000円  44~48km 31,700円  48~52km 34,400円  以下4kmごとに 2,700円を加算 (支給限度額55,000円)	同じ		6,993 千円	97,125 円

管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給		同じ	/	3,992 千円	798,400 円
	級	手当額(円)				
	9級	98,400				
		89,000				
		82,000				
	8級	80,800				
		72,500				
	7級	71,600				
61,500						
49,500						
休日勤務手当	休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×135/100	同じ	/	192 千円	2,233 円	
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×25/100	同じ	/	0 千円	0 円	
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給 1回 4,800円 (5時間未満の勤務は2,400円)	同じ	/	0 千円	0 円	